

B 欄	加算分	2,330	2,260	2,220	2,140	2,080
	措置児童数	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人 から 130人 まで	131人 から 140人 まで
A 欄	基本分	円 23,390	円 23,150	円 22,970	円 22,710	円 22,540
B 欄	加算分	2,070	2,020	2,020	2,000	1,960
	措置児童数	141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 22,350	円 22,200	円 22,090	円 21,980	円 21,890
B 欄	加算分	1,980	1,950	1,930	1,920	1,920
	措置児童数	191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 <u>21,770</u>	円 <u>21,710</u>			
B						

B 欄	加算分	2,330	2,260	2,220	2,140	2,080
	措置児童数	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人 から 130人 まで	131人 から 140人 まで
A 欄	基本分	円 23,390	円 23,150	円 22,970	円 22,710	円 22,540
B 欄	加算分	2,070	2,020	2,020	2,000	1,960
	措置児童数	141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 22,350	円 22,200	円 22,090	円 21,980	円 21,890
B 欄	加算分	1,980	1,950	1,930	1,920	1,920
	措置児童数	191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 <u>21,760</u>	円 <u>21,700</u>			
B						

欄	加算分	1,920	1,890
---	-----	-------	-------

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right]$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,180円	1,780円

算式(4)  
(略)

算式(5)  
(略)

算式(6)  
(略)

欄	加算分	1,920	1,890
---	-----	-------	-------

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right]$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,180円	1,780円

算式(4)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×その月初日の措置児童数

算式(6)

看護代替要員費月額保護単価 160円×

				算式(7) (略)					その月初日の措置児童数	
				(注) (略)					算式(7) スプリンクラー保守管理等費月額保護 単価 310円×その月初日の措置児童数各 月初日において、スプリンクラー設備(「 消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「 同法施行規則」(昭和36年自治省令第6 号)に定める設備・設置基準及び昭和62 年10月27日消防予第189号「既存の社会福 祉施設に対する消防用設備等の技術上の 特例基準の適用について」(消防庁予防 課長通知)に基づくスプリンクラー設備 をいう。以下同じ。)を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の 経営する施設を除く。)	
イ	(ア) 重 度	(略)	(略)	重度肢体不自由児加算費月額保護単価 56,240円×その月初日の別に定める基準に よる重度肢体不自由児措置児童数		イ	(ア) 重 度	入所部 の別に 定める	その児童 の看護及 び日常諸	重度肢体不自由児加算費月額保護単価 56,540円×その月初日の別に定める基準 による重度肢体不自由児措置児童数

	点数分以外の分					
	肢体不自由児加算費					
	(イ) 通園指導費	(略)	(略)			
(ウ) 指材導料訓等練費	(略)	(略)	(略)			
(4) 肢体不	(略)	(略)	(略)	算式(1)(医療費分) (略)	算式(2)(日用品費分)	

  

	点数分以外の分					
	基準による肢体不自由児重度棟の措置児童	経費等				
	(イ) 通園指導費	通園部の措置児童	その児童の看護及び施設運営に必要な事務費等			
(ウ) 指材導料訓等練費	通園部の措置児童	その児童の指導訓練材料費及び給食費	指導訓練材料等費日額保護単価 510円×その月の措置児童出席延人員数			
(4) 肢体不	指定医療機関の措置肢体不自由児	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額	算式(1)(医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児施設基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額	算式(2)(日用品費分)	

自  
由  
児  
療  
育  
費

(略)

算式(3) (保育士等加算費分)  
(略)

算式(4)  
(重度肢体不自由児加算費分)  
重度肢体不自由児加算費月額保護単価  
 $56,240円 \times$  その月初日の措置児童数 (すべての措置児を重度棟に入所されているものとみなす。)

算式(5)  
(略)

算式(6)  
(略)

算式(7) (被虐待児受入加算費分)  
(略)

自  
由  
児  
療  
育  
費

日用品費月額保護単価 18,570円  
 $\times$  その月初日の措置児童数

算式(3) (保育士等加算費分)  
保育士等加算費月額保護単価 20,180円  
 $\times$  その月初日の措置児童数  
ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。

乳幼児保育士等加算費月額保護単価  
20,180円  $\times$  その月初日の措置乳幼児数  
(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

算式(4)  
(重度肢体不自由児加算費分)  
重度肢体不自由児加算費月額保護単価  
 $56,540円 \times$  その月初日の措置児童数 (すべての措置児を重度棟に入所されているものとみなす。)

算式(5)  
指導訓練材料費月額保護単価 420円  $\times$  その月初日の措置児童数

算式(6)  
特別訓練費月額保護単価 800円  $\times$  その月初日において15歳をこえた児童であつて、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童数

算式(7) (被虐待児受入加算費分)  
被虐待児受入加算費月額保護単価

						<p>37,700円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、他の病院で医療をうける場合については医療費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(5) 第 一 種 自 閉 症 児	(略)	(略)	(略)	<p>算式(1) (医療費分) (略)</p> <p>算式(2) (保健衛生費分) (略)</p> <p>算式(3) (保育士等加算費) (略)</p>	(5) 第 一 種 自 閉 症 児	<p>第一種自閉症児施設の措置児童</p> <p>施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費</p> <p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額。</p> <p>算式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児施設基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価360円×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(3) (保育士等加算費)</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる保育士等} \\ \text{加算費月額保護} \\ \text{単価} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民</p>

施設基本分措置費

保育士等加算費保護単価表（措置児童1人当たり月額）

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A欄	基本分	円 <u>70,930</u>	円 69,960	円 68,930	円 67,900	円 66,870
B欄	加算分	6,300	6,230	6,110	6,050	5,930
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A欄	基本分	円 66,500	円 66,180	円 <u>65,840</u>	円 65,450	
B欄	加算分	5,910	5,890	5,840	5,820	

算式(4) (日用品費分)  
(略)

算式(5) (看護代替要員費分)  
(略)

間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

施設基本分措置費

保育士等加算費保護単価表（措置児童1人当たり月額）

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A欄	基本分	円 <u>70,940</u>	円 69,960	円 68,930	円 67,900	円 66,870
B欄	加算分	6,300	6,230	6,110	6,050	5,930
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A欄	基本分	円 66,500	円 66,180	円 <u>65,830</u>	円 65,450	
B欄	加算分	5,910	5,890	5,840	5,820	

算式(4) (日用品費分)  
日用品費月額保護単価 18,570円  
×その月初日の措置児童数

算式(5) (看護代替要員費分)  
看護代替要員費月額保護単価 160円  
×その月初日の措置児童数

算式(6)(重度自閉症児加算費分)  
(略)

重度自閉症児加算費保護単価表  
(措置児童1人当たり)

区 分	保護単価(月額)
25%加算分	46,870円
30%加算分	56,240円

算式(7)(スプリンクラー保守管理等  
費分)  
(略)

算式(6)(重度自閉症児加算費分)

次の表の重度自閉症児加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準により重度自閉症児と認定された措置児童数

重度自閉症児加算費保護単価表  
(措置児童1人当たり)

区 分	保護単価(月額)
25%加算分	47,120円
30%加算分	56,540円

算式(7)(スプリンクラー保守管理等  
費分)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価(40人以下施設)930円×その月初日の措置児童数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(10)まで及び(12)、(13)、(14)、(15)、(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。

(6) 重 症 心 身 障 害 児 療 育 費	重症心身障害児施設 の措置児童	施設の運 営に必要 な事務費 及び生活 諸経費	(1) (略)	(6) 重 症 心 身 障 害 児 療 育 費	重症心身障害児施設 の措置児童	施設の運 営に必要 な事務費 及び生活 諸経費	(1) 次の算式(1)から算式(6)までによ り算定した額の合算額。
	算式(1) (医療費分) (略)	算式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3) のアの「肢体不自由児施設基本分措置費 の点数分の各月の支弁額の算式」の(1) の算式(1)に定めるところに準じて算定 した額					
	算式(2) (指導費分) 指導費月額保護単価 <u>230,680円</u> ×その月初日の措置児童数	算式(2) (指導費分) 指導費月額保護単価 <u>234,600円</u> ×その月初日の措置児童数					
	算式(3) (日用品費分) (略)	算式(3) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 <u>18,570円</u> ×その月初日の措置児童数					
	算式(4) (看護代替要員費分) (略)	算式(4) (看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 <u>160円</u> ×その月初日の措置児童数 (指定医療 機関に入所させる場合は除く。)					
	算式(5) (療育訓練費分) (略)	算式(5) (療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 <u>420円</u> ×その月初日の措置児童数					
算式(6) (スプリンクラー保守管理等 費分) (略)	算式(6) (スプリンクラー保守管理等 費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護 単価 <u>310円</u> ×その月初日の措置児童数 各月初日において、スプリンクラー設 備を設置している施設 (地方公共団体及 び社会福祉事業団等の経営する施設を除						



				要な学用品費等		単価 (月額)			
						2,110	4,180	4,180	
			算式(2) (略)			算式(2) その施設のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額			
			算式(3) (略)			算式(3) その施設のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるもの(知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設又は肢体不自由児施設に限りその児童が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額			
			算式(4) 特別加算費年額保護単価 58,500円 ×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数			算式(4) 特別加算費年額保護単価 58,100円 ×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数			
(8) 学	(略)	(略)	(略)	(8) 学	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由	その児童のその学校給食に必要な経	その施設のその月におけるその措置児童が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額の合算額		

校給食費				校給食費	児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	費									
(9) 見学旅行費	(略)	(略)	(略) 算式 (略)	(9) 見学旅行費	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1626 1015 2072 1430"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 学 校 第 6 学 年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中 学 校 第 3 学 年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部 第3学年 (高等学校を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小 学 校 第 6 学 年	20,600円	中 学 校 第 3 学 年	55,900円	特別支援学校の高等部 第3学年 (高等学校を含む。)	108,200円
学 年 別	保護単価 (年額)														
小 学 校 第 6 学 年	20,600円														
中 学 校 第 3 学 年	55,900円														
特別支援学校の高等部 第3学年 (高等学校を含む。)	108,200円														



			算式(2) 特別加算費年額保護単価 58,500円 ×高等学校第1学年入学措置児童数			品費等	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(月額)</td> </tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </table>		(月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
	(月額)												
国・公立高等学校	22,270円												
私立高等学校	32,970円												
(12)	(略)	(略)	(略)	(12)	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するに必要な交通費等	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数</p>						
(13)	(略)	(略)	(略)	(13)	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児	その児童の年末における被	<p>次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。</p>						

末 一 時 扶 助 費				末 一 時 扶 助 費	施設、肢体不自由 児施設入所部、肢 体不自由児を入所 させる指定医療機 関、肢体不自由児 療護施設若しくは 重症心身障害児施 設の措置児童	服等の購 入費	算 式 期末一時扶助費年額保護単価 5,070円 ×12月初日の措置児童数
(14) 医 療 費	(略)	(略)	(略)	(14) 医 療 費	知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設、肢体不自 由児を入所させる 指定医療機関、肢 体不自由児療護施 設若しくは重症心 身障害児施設の措 置児童であつて疾 病、障害等により 医師、歯科医師等 によって、診察、 治療、投薬、手術 等の医療を受ける ためその支弁を必 要と認められるも の。	その児童 等の医療 に必要な 経費	次の算式によって算定した額  算 式 その施設のその月におけるその措置児童 等につき、診療報酬の算定方法及び入院 時食事療養費の算定基準に準じて算定し た額（その医療機関が社会保険の指定医 療機関であり、かつ、その措置児童等が 社会保険の被扶養者等である場合におい ては、その社会保険において給付が行わ れる額を控除した額とする。）を合算した 額 なお、その児童等の看護、移送等に要す る費用についても健康保険法の給付の取 扱いの場合に準じて支弁して差支えない 。
(15) 職 業	(略)	(略)	(略)	(15) 職 業	知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設入所部若し しくは肢体不自由児	次に掲げ る経費 (1)その 児童の交 通費 (2)その	次の算式により算定した額の合算額  算 式(1) その施設のその月におけるその措置児童 が最も経済的な通常の経路及び方法によ り通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車



就職支度費			<p>算式(1) 就職支度費 1 件当たり保護単価 <u>77,000円</u> ×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) (略)</p>
(18) 葬祭費	(略)	(略)	(略)

別表3  
(略)

就職支度費	<p>施設、肢体不自由児施設入所部若しくは肢体不自由児療護施設の措置児童であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費 1 件当たり保護単価 <u>75,000円</u> ×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費 1 件当たり特別基準保護単価 <u>137,510円</u>×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>
(18) 葬祭費	<p>知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、死亡したものの(以下「死亡児」という。)</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が 153,900円をこえる場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450円をこえるときはそのこえる額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760円をこえるときは 8,940円の範囲内においてそのこえる額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費 1 件当たり保護単価 <u>153,900円</u> ×死亡児数</p>

別表3

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準 第3欄	額 第4欄
(1)	児童福祉法第24条の2		児童福祉法第24条の2の規定に基づ

障害児施設給付費	に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用	き、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児施設給付費	児童福祉法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	児童福祉法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児施設医療費	児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	児童福祉法第24条の20の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

表 4 - 1

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

(略)
-----

表 4 - 1

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設
----------------------	------	------------------------------

階層 区分	定 義	通園部		
		徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ  (所得割の額のない世帯)	4,500	2,200
		所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の	15,000円以下	9,000	4,500
D 2	所得税課税世帯であって、その所	15,001円から 40,000円まで	13,500	6,700
D 3	得税の額の	40,001円から	18,700	9,300

	区分が次の 区分に該当 する世帯	70,000円まで			
D 4		70,001円から 183,000円まで	29,000	14,500	
D 5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円をこえるときは41,200円とする。）	20,600	
D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円をこえるときは54,200円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円をこえるときは27,100円とする。）	
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円をこえるときは68,700円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円をこえるときは34,300円とする。）	
		1,078,001円から	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額	